











# 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

ユーザ管理システムの移行及び保守業務

2 事業者名

株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ北海道

3 特定理由

本業務は、昨年度構築を行ったユーザ管理システムの移行及び保守を行うものである。

本システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道が当局の調達仕様に基づき専用開発したものであって、同業者は現時点でシステム構造やシステム移行・改修方法について把握している唯一の業者であるため、上記業者を特命とする。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定することといたしたい。

### 記

- 1 件 名 給配水管管理システムソフト移行業務
- 2 事業者名 株式会社つうけんアドバンスシステムズ
- 3 特定理由

本業務は、本市で稼働している「給配水管管理システム（マッピング・ファイリングシステム）」のソフトを業務統合サーバ更新に伴い新サーバ環境に移行する業務である。

この実施に当たり、当システムは、現在稼働中のきわめて重要なシステムであり、道路管理システム、管網システムとデータの交換を行う密接な関係にあることから、業務体系の変更及び現行の機能を失わずにシステム移行を行わなければならない。

本業務を実施する業者は、現行システムの情報資産解析とともに、現システムに係るノウハウを理解している必要がある。株式会社つうけんアドバンスシステムズは、現システムの保守管理サポート業務を受託していることから、システムに関する情報資産、ノウハウをすでに保有しており、現行の機能を失わずにシステム移行が可能である。また、これらプログラムの技術情報は同社の非公開情報であることから、給配水管管理システムの技術情報を有するものでなければ業務の遂行は困難である。よって、株式会社つうけんアドバンスシステムズでなければ業務を実施することが出来ない。

以上のことから、上記業者に本業務を委託することが妥当である。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施工令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。